

1. 早期是正措置に関する参考文献

- ・「金融庁の1年(平成15事務年度版)」の第10章第7節、金融庁、2004年(金融庁ホームページに掲載)
- ・「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」、金融監督庁、1999年(同上)
- ・「金融機関の不良債権問題に関する一考察」、安孫子勇一、郵政研究所月報、1997年(前回レジュメを参照)

2. 自己査定制度の導入：早期是正措置の前提 1

- ・自己責任原則(従来：当局検査時にのみ査定 現在は全国銀行では年2回自己査定 < 定期的、網羅的 >)
- ・大枠：「金融検査マニュアル」(公表) 細目：個別行の裁量による「自己査定基準書」
- ・自己査定の結果を会計監査人と金融当局により二重にチェック(従来：当局検査時にのみチェック)
- ・信用リスク管理を厳格化する風潮(統計学などを利用した高度な信用リスク管理を行う銀行も)

3. 金融検査マニュアルの導入(1999年)

- ・資産査定基準の明文化(1997年まで査定基準は対外秘の扱い)
- ・リスク管理の重視(分野：信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどのリスク・カテゴリ別)
- ・内部監査や外部監査の重視(自らの問題点を炙り出す工夫のひとつ 「己を知る」ことの大切さ)

4. 資産査定の考え方

資産査定額(全国銀行計) 単位：兆円

- ・債権分類：回収可能性(含む担保・保証)に基づく
 - 第 分類：正常債権
 - 第 分類：回収に注意を要する債権
 - 第 分類：回収に重大な懸念のある債権
 - 第 分類：回収不能債権

					計
2000/3月末	472.4	60.5	2.8	0	535.8
2001/3月末	470.7	63.1	2.6	0	536.3
2002/3月末	440.5	67.8	3.3	0	511.6

- ・債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)とリンク：「金融庁の1年」資料10-2-3 同一の債務者の資産でも、担保・保証の状況(優良担保、一般担保など)により異なる分類
- ・「リスク管理債権」と債務者区分の関係(破綻懸念先への債権は延滞債権、破綻先への債権は破綻先債権)

5. 査定結果に基づく償却・引当：早期是正措置の前提 2

- ・償却の概念：損を出して不良債権を処理する方法
 - 直接償却(資産として計上しない) 間接償却(資産として計上するが、貸倒引当金も引当)
 - 個別貸倒引当金(特定の不良債権と対応あり) 一般貸倒引当金(特定の債権との対応なし)
- ・“税制を意識した償却姿勢”からの変化 税効果会計の導入も後押し
- ・会計監査人による償却・引当内容のチェック バランスシートや自己資本比率に反映される筈
- ・検査・考査による償却・引当内容のチェック … 次第に格差が縮小してきた

6. 早期是正措置：行政プロセスの透明化

- ・自己資本比率の計算(告示に明記)：
$$\text{自己資本比率} = (\text{基本項目} + \text{補完項目} - \text{控除項目}) / \text{リスクアセット}$$
 - 国際基準行(海外に営業拠点あり)はBIS基準と同じ 自己資本比率 8% とする
 - 国内基準行(海外に営業拠点なし)は独自の計算方法で 同比率 4% とする
- ・自己資本比率が不十分な場合の行政措置を法律に明記(法的根拠を明確化：銀行法26条2項+省令)
 - 行政命令の種類：8%未満・・・経営改善計画の提出及びその実行命令
 - (国際基準行) 4%未満・・・資本増強計画の提出及び実行、配当などの禁止又は抑制等の命令
 - 2%未満・・・自己資本の充実等から選択した上でそれに係る措置を実施する命令
 - 0%未満・・・業務の一部又は全部の停止命令
- ・通達の廃止と「事務ガイドライン」の公表(従来は銀行局長通達などの金融機関指導が一般的)

7. 関係機関の早期是正措置への対応

- ・金融機関側の対応：免許業種としての法令遵守意識、マニュアルを意識した社内体制を整備中、もっとも“仏作って魂入れず”の恐れ(字面を追うことに主眼をおいた対応?)
- ・公認会計士協会の対応：各種実務指針の公表、徐々に進む意識の変化、法的責任の有無が不明確?
- ・日本銀行考査の対応：独自の査定基準 検査マニュアルに準拠、会計監査人との意見交換

以上